

公 募 公 告

令和 3年 3月11日

次のとおり公募に付します。

分任支出負担行為担当官
名古屋植物防疫所長 平野善広

1 公募に付する事項

- (1) 件 名 東海・北陸8県(愛知、三重、岐阜、静岡、長野、富山、石川、福井)
におけるレンタカー利用契約
- (2) 予定使用回数 仕様書のとおり
- (3) 仕 様 仕様書のとおり
- (4) 履 行 期 間 契約締結日から令和4年3月31日(木)まで

2 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 平成31・32・33年度又は令和元・2・3年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」における競争参加資格を有する者であること。
- (5) 公募説明書の交付を受けた者であること。
- (6) 公募心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

3 契約条項を示す場所、公募説明書等を交付する場所及び日時

参加を希望する者は、次に掲げる交付場所から関係書類の交付を受け内容を確認のうえ、仕様を満たす場合には、提出期間中に必要書類を提出すること。

- (1) 交 付 場 所 〒455-0032 名古屋市港区入船2-3-12 (名古屋港湾合同庁舎9F)
名古屋植物防疫所庶務課用度係
電話:052-651-0111 FAX:052-651-0115
- (2) 交 付 期 間 令和3年3月11日(木)から令和3年3月25日(木)17時00分まで
但し、行政機関の休日を除く 9時から12時及び13時から17時
- (3) 交 付 方 法 交付場所で受領若しくは電子メール添付ファイルによる。
- (4) 提 出 書 類 ①資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
②見積書(指定様式有り)
- (5) 提 出 期 限 令和2年3月25日(木)17時00分

4 契約者の決定

審査の結果、要件を満たす者でかつ予定使用回数と単価を乗じた予定金額の合計が、当所の予定価格の範囲内である者全てと契約を締結することとする。但し、レンタカーの利用を確約するものではない。

なお、本契約は、契約者が決定しても令和2年度中に契約する意思はないものとする。

5 契約保証金

免除

6 応募の無効

本公告に示した応募の資格要件を満たさない者の応募及び応募の条件に違反した者の応募は無効とする。

7 契約書作成の要否

要

8 その他

契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当所のホームページ(<http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/supply/nag.html>)をご覧ください。

仕 様 書

1. 件名

東海・北陸8県(愛知、三重、岐阜、静岡、長野、富山、石川、福井)における
レンタカー利用契約

2. 目的

名古屋植物防疫所職員の業務遂行のための移動手段

3. 使用場所

東海・北陸8県(愛知、三重、岐阜、静岡、長野、富山、石川、福井)

4. 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日(木)まで

5. 使用者

名古屋植物防疫所に所属する職員

6. 予定使用回数

詳細は別紙「予定使用回数表」による

7. 条件等

- ① 上記の8県のうち1県以上において、鉄道駅に富士山静岡空港及び小松空港を加えた場所から徒歩で15分程度の範囲に店舗を有すること。
- ② レンタカーを使用する1営業日以前に、当所担当者から電話で予約することとする。
- ③ レンタカー返却後、利用明細書(受注者所定の様式)を発行すること。
- ④ 料金は、月締で官署支出官 横浜植物防疫所長宛に請求書を発行し、請求書発行日から30日以内に、指定口座への振込により支払うものとする。
- ⑤ 自動車燃料は原則として満タン返しとするが、満タンで返却しない場合は、走行距離に応じ、受注者の定めにある所定の燃料代を請求すること。

8. レンタカー仕様(共通)

- ① 車両クラスは、以下のとおりとする。
(3クラスのうち、1クラス以上でレンタカーを用意できること。)
 - ・コンパクトカークラス(1000～1300CC程度。代表車種: ヴィッツ・マーチ・デミオ等)
 - ・商用バンクラス(1500CC程度。代表車種: ライトエース、バネット、ボンゴ等)
 - ・軽自動車クラス(ワゴンタイプ。代表車種: ワゴンR、デイズ、ムーヴ等)
- ② トランスミッションがAT又はCVTであること
- ③ エアコン及びパワーステアリング装備車であること
- ④ カーナビゲーションシステム及びETC車載器装備車であること
- ⑤ SRSエアバッグ装備車(運転席・助手席)であること

9. 保険・補償

① 受注者は、次に示す内容以上の保険及び補償を付保した車両を貸出すものとし、使用中の事故については、その保険及び補償により、賠償等の責任を負うものとする。

- | | |
|------------------|-----------|
| 1) 対 人 | 無制限/人 |
| 2) 対 物 | 無制限/件 |
| 3) 車 両 | 時価額/件 |
| 4) 人身傷害又は搭乗者傷害補償 | 3,000万円/人 |

② 受注者の責任によらない事故・盗難・故障・汚損等(以下、「事故等」という。)が発生し、車両の修理・清掃等(以下、「修理等」という。)が必要となった場合、受注者は、その状態に応じて、事故等の程度や修理等の所要時間に関わらず、次に掲げる金額を当所に請求できるものとする(以下、当該請求行為及びその料金を「ノンオペレーションチャージ」という。)

A. 自走が可能な場合 1件につき 20,000円

B. 自走が不可能な場合 1件につき 50,000円

※いずれも消費税及び地方消費税の額を含む。

なお、Bに該当する場合で、修理工場等への車両の移送に費用がかかる場合は、上記金額に加え、その料金を請求できるものとする。

受注者は、ノンオペレーションチャージの請求を行う場合には、当該車両を使用した職員及び検査職員に速やかに通知するとともに、請求書に次に掲げる書類を添付して当所に提出すること。

- i. ノンオペレーションチャージを適用する事故等(以下、「適用事故等」という。)が発生した日時、場所、使用者、状況、修理等の内容及び修理等に要した時間を明らかにした書面。
- ii. 適用事故等の状況が判る写真。
- iii. その他、ノンオペレーションチャージの請求にあたって必要になると当所が判断し、受注者に提出を指示した書類。

③ 事故等により傷害が発生した場合は、原則として1)に示す保険・補償により補填する。

但し、発注者が当該事故等の内容及び原因から国家賠償法(昭和22年法律第125号)を適用すべきと判断した場合は、この限りではない。

10. 予約の取り消し

予約後、発注者の業務の都合により予約を取り消す場合は、所定のキャンセル料金を請求することができるものとする。

11. その他

この仕様書に定めのない事項は、発注者・受注者双方の協議により決定する。

予定使用回数表

(東海・北陸8県(愛知、三重、岐阜、静岡、長野、富山、石川、福井)におけるレンタカー使用予定回数)

No.	時 間 区 分	令 和 3 年 度 年 間 予 定 使 用 回 数		
		コンパクトカー	商 用 バ ン	軽 自 動 車
1	24時間まで	34回	24回	38回
2	24時間経過後1日毎	1回	1回	1回
3	免責保証手数料	34回	24回	38回
4	特別装備(スタッドレスタイヤ)	1回	1回	1回
5	特別装備(4WD車)	1回	1回	1回
6	時間超過	1回	1回	1回
7	キャンセル料(乗車6日～3日前まで)	1回	1回	1回
8	キャンセル料(乗車2日～前日まで)	1回	1回	1回
9	キャンセル料(当日以降)	1回	1回	1回